

郡上市公共施設適正配置計画【ダイジェスト版】

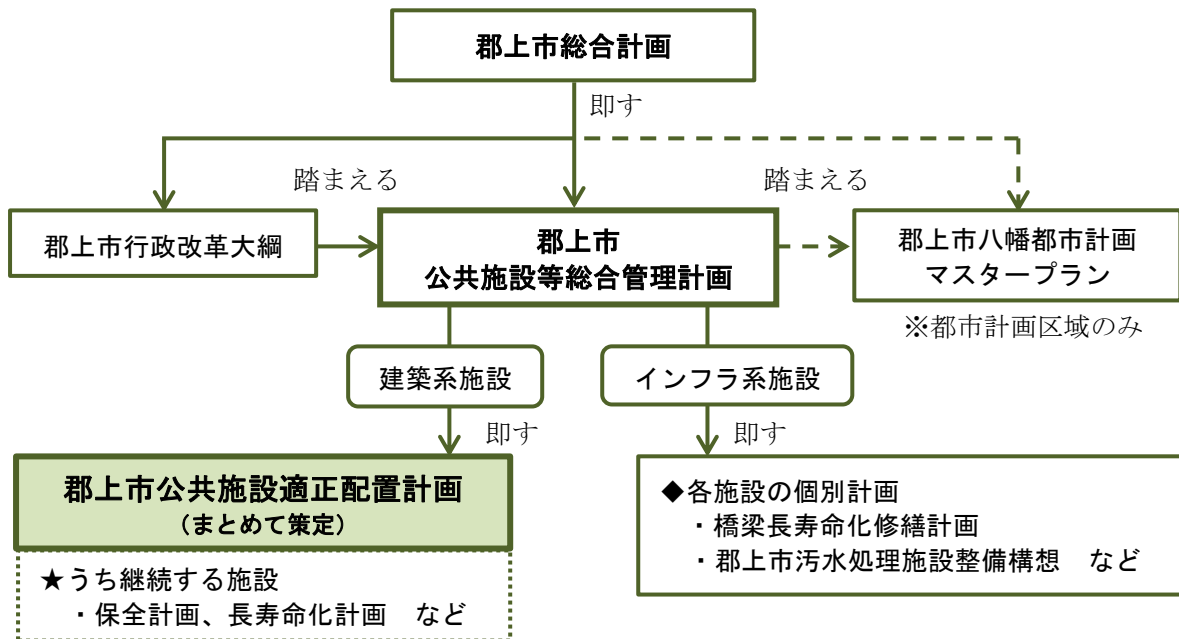
1 計画の目的

平成 28 年度末に策定した「郡上市公共施設等総合管理計画」に実効性を持たせるため、建築物系の個々の施設の方向性（維持・長寿命化、複合化、集約化、民間譲渡、廃止等）を明確にするとともに、「どの施設を」「いつまでに」「どのようにしていくか」を具体的に示し、持続可能な行財政運営に資するため、「郡上市公共施設適正配置計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「郡上市総合計画」及び「郡上市公共施設等総合管理計画」に即して策定します。本計画の推進にあたっては、郡上市行政改革大綱、郡上市八幡都市計画マスタープランなど、関連計画との整合性を図ります。

なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設計画として位置づけます。



3 計画期間

上位計画である郡上市公共施設等総合管理計画は、2017 年度（平成 29 年度）から 2046 年度（令和 28 年度）までの 30 年間で計画期間としています。本計画は、その実施計画（前期・中期・後期）の前期計画として、2019 年度（令和元年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までの 10 年間で計画期間とします。また、計画期末には必要な見直しを行い、中期計画を策定します。

なお、毎年度計画の進捗状況等について点検・検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の変化の状況に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図るものとします。

| 計画名 | 前期（10年） | 中期（10年） | 後期（8年） |
|-------------|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 公共施設等総合管理計画 | 2017（H29）～2046（R28）【30年】 | | |
| 公共施設適正配置計画 | 2019～2028 （R1～R10） | 2029～2038 （R11～R20） | 2039～2046 （R21～R28） |

4 計画の対象施設

郡上市公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設のうち、インフラ資産以外の公共建築物（ハコモノ）から、防災倉庫等 100 ㎡未満の小規模建築物、除雪車両等の車庫、屋外スポーツ施設の管理棟、ふれあい農園等の管理棟、公園の管理棟や公衆便所、普通財産のうち駐輪場やバス停等の小規模施設などを除いた、公共建築物 437 施設、約 42 万㎡を対象とします。（詳細は次ページの一覧表参照）

5 公共施設適正配置及び再編における基本的な考え方

(1)施設の現状と課題を明らかにするため客観的な点検・評価のもと実施します

公共施設は、郡上市総合計画に掲げるまちづくりの施策実現に向けた必要な行政サービスを提供するための手段として設置するものであり、施設で行われているサービス（機能）と施設の性能の双方の観点から最適化を図ることが必要です。

このため、各施設の現状を「安全性（耐震の状況、老朽化の状況など）」、「必要性（その施設でなければできない事業か、市が関与する必要があるかなど）」、「有効性（利用状況・稼働状況は適切か、周辺に類似する機能はないかなど）」、「効率性（維持管理コストは適切か、受益者負担は適切かなど）」の視点から点検・評価を行い、「施設（建物）」そのものと、施設の「機能」に区分して今後の方向性を示すとともに、「適切な管理運営のあり方（効率性）」を加えて施設ごとの対応方針としています。

(2)点検・評価を踏まえた上で 8 つの留意点に基づき適正配置を検討します

公共施設の適正配置は、基本的には個別施設ごとに実施した点検・評価の結果をもとに客観的に行いますが、これまでにそれぞれの施設が果たしてきた機能や今後期待する役割も踏まえ、「① 基本施策との連動」、「② 必要な機能（サービス）の確保」、「③ 利用圏域に応じた施設配置」、「④施設類型・施設区分を超えた多機能化とエリア再編」、「⑤ 施設の長寿命化と維持管理（物理的な使い切り）」、「⑥ 施設の有効活用（時間・空間的な使い切り）」、「⑦ 費用対効果の検証」、「⑧ 多様な管理運営手法の検討」という留意すべき視点を加えて決定します。

(3)施設の方向性別の対策や優先順位をつけて取組みを進めます

今後とも使用を継続する施設と、譲渡、貸付又は処分を図る施設に分けて取組みを進めます。継続する施設でも、今後「保全計画」を策定し計画的な改修（長寿命化・複合化・多機能化）を図る施設と、必要な修繕を行い当面継続する施設に分類し必要な対策を行います。なお、既に方針が決定している施設整備事業については、優先的に取組みを進めます。

(4)削減目標を定めて適正配置と再編を進めます

郡上市公共施設等総合管理計画では、「2046 年度（R28）までに、建築物系施設の保有量（延床面積）を約 34%削減する」としています。本計画では、全ての施設の点検・評価結果などを通じた公共施設の再編の取組みにより、本計画期間（2028 年度まで）における削減目標を 10%（算定方法 P8 参照）とします。

6 施設分類ごとの適正配置方針

本計画では、対象とする 437 施設を機能別に分類（大分類 12、中分類 26、小分類 40）し、施設の小分類を単位として「基本的な考え方」を示すとともに、個々の施設に対して「施設ごとの対応方針」を明記しています。施設ごとの対応方針は、施設が持つ「機能」と、建物の物理的な性能（計画書では「施設」と表記）に分け、原則として計画期間内の方針を示しています。

なお、施設を廃止する場合は、その施設で行っていた必要な機能について、他の施設に移すなどの代替策を講じ、サービスの低下を来さないことを原則とします。

施設分類ごとの「施設」の方向性をまとめたものを、次のとおり一覧表で示します。

◆施設分類ごとの対応方針別施設数等

| 大分類 | 中分類 | 施設数 | 面積(m ²) | 主な施設 | 対応方針別施設数 | | | | | |
|---------|------------|-----|---------------------|-----------------------|----------|----|----|----|----|----|
| | | | | | 継続 | 建替 | 転用 | 譲渡 | 廃止 | 検討 |
| 行政施設 | 庁舎等 | 10 | 24,284 | 本庁舎、支所、消防本部、消防署 | 9 | | | | | 1 |
| | 防災関連施設 | 93 | 4,968 | 消防詰所・ポンプ車庫 | 93 | | | | | |
| | 行政関連施設 | 24 | 9,108 | 医師住宅、看護師住宅、教職員住宅 | 15 | | | | 5 | 4 |
| 集会施設 | 地区集会施設 | 48 | 8,875 | 地区集会施設 | | | | 46 | | 2 |
| 社会教育施設 | 公民館 | 15 | 8,696 | 公民館 | 5 | | | 6 | 2 | 2 |
| | 市民会館 | 4 | 13,649 | 市総合文化センター、白鳥文化ホールなど | 3 | | | | 1 | |
| | 文化施設 | 12 | 13,637 | 郡上八幡楽藝館、明宝歴史資料館など | 8 | | | | 2 | 2 |
| | 生涯学習施設 | 7 | 12,496 | 白鳥ふれあい創造館、和良町民センターなど | 2 | | | | 5 | |
| スポーツ施設 | 体育館 | 23 | 25,008 | 市総合スポーツセンター、白鳥体育館など | 5 | | | | 8 | 10 |
| 保健福祉施設 | 保育・子育て支援施設 | 6 | 4,454 | 保育園、幼児教育センターなど | 3 | | | | 1 | 2 |
| | 高齢者支援施設 | 11 | 12,278 | デイサービスセンター、郡上偕楽園など | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 |
| | 障害者支援施設 | 4 | 1,577 | すみれ作業所、子ども発達支援センターなど | 1 | | | 2 | | 1 |
| | 保健施設 | 6 | 7,477 | 保健センター | 2 | | 1 | | 1 | 2 |
| 病院施設 | 病院施設 | 7 | 26,499 | 病院、診療所 | 6 | | | | | 1 |
| 産業振興施設 | 産業施設 | 7 | 4,421 | 旬彩館、市産業プラザなど | 1 | | | 1 | | 5 |
| | 農業施設 | 10 | 9,003 | 明宝農産物加工場、和良農林産物生産施設など | | | | 6 | | 4 |
| | 畜産施設 | 1 | 2,629 | 水沢上牧場厩舎 | 1 | | | 1 | | |
| 観光・保養施設 | 観光施設 | 17 | 17,114 | 道の駅、郡上八幡城、牧歌の里施設など | 8 | | | 2 | | 7 |
| | 保養施設 | 18 | 15,621 | バンガロー、温泉施設、積翠園など | 1 | | | 4 | 1 | 12 |
| 公営住宅等施設 | 公営住宅等施設 | 40 | 44,639 | 公営住宅、特定公共賃貸住宅、市有住宅 | 28 | | | 7 | 6 | |
| 学校教育施設 | 幼稚園 | 3 | 5,388 | 幼稚園、幼児教育センター | 1 | | | | | 2 |
| | 小中学校 | 29 | 113,034 | 小学校・中学校 | 7 | | 1 | | | 21 |
| | 教育関連施設 | 5 | 2,970 | 給食センター | | | | | | 5 |
| 公衆衛生施設 | 衛生施設 | 7 | 14,666 | 郡上クリーンセンター、エコプラザなど | | | | | | 7 |
| | 斎場施設 | 6 | 3,345 | 郡上市南部斎苑、郡上市北部斎苑など | 2 | | | | | 4 |
| その他の施設 | 普通財産 | 24 | 16,694 | 大和ふれあいの家、旧白鳥公民館など | 3 | | | 7 | 14 | |
| 計 | | 437 | 422,530 | | 205 | 1 | 3 | 87 | 51 | 92 |

※畜産施設及び公営住宅等施設については、1つの施設に方針の異なる建物（棟）があるため、施設数と対応方針別施設数の合計とは一致しません。（合計欄も同様）

※複合施設は主たる機能に分類し集計をしています。

本計画の本編では、一覧表に示すすべての施設の対応方針を記載していますが、ダイジェスト版では掲載できる情報に限りがあることから、年齢や性別を問わず、広く市民の皆さんが利用する「市民会館」、「生涯学習施設」、「体育館」について、施設概要、現状と主な課題、基本的な考え方を含め、個々の施設の対応方針を示します。

なお、これらの施設分類については、計画を検討する過程で実施した市民ワークショップや公共施設適正配置計画検討会議などにおいても、市民の皆さんから様々なご意見をいただいています。

計画書概要

◆市民会館

本編 P70参照

現状と主な課題

- ・各施設は耐震基準を満たしているものの、一部を除き老朽化が進行。
- ・指定管理者制度を導入している「やまと総合センター」を除き直営で管理運営（一部委託含む）。
- ・市民が文化芸術活動等を行う場としての役割は果たしているものの、質の高い芸術・文化に触れる機会の提供については課題。
- ・各ホールの稼働状況から、5つの文化ホールの必要性の検討とともに、受益者負担の適正化への取組みが課題。

基本的な考え方

- 市民の芸術・文化活動の練習・発表の場の機能に加え、質の高い芸術・文化に触れる機会を提供する文化振興のための拠点として必要な施設であるものの、各施設の利用実態や稼働率、管理運営費の状況などから、市内5か所の文化ホールについては、地理的な状況や交通環境などを考慮し、2か所程度への集約化を検討します。
- 今後も文化ホールとして継続する施設については、設備を含め計画的に改修を行い、長寿命化を図るとともに、質の高い芸術・文化の鑑賞の機会を定期的に開催するなど、文化創造の役割を果たすため、民間活力を活用した管理運営手法の導入について検討し、効果的かつ効率的な管理運営に努めます。
- 施設使用料、講座等の受講料について、受益者負担の適正化を図ります。

| 施設ごとの対応方針 | 機能 | 施設 | 主な施設の具体的な対応方針 |
|-------------|----|-----------|--|
| 郡上市総合文化センター | 継続 | 継続 | 白鳥文化ホール ○ 老朽化が著しいこと、利用実績が極めて低いことから、 当該施設は廃止 します。 ○ ホール機能は、近隣の公共施設を活用する一方、 会議室の機能は白鳥ふれあい創造館へ統合 します。 |
| 白鳥文化ホール | 統合 | 廃止 | |
| たかす町民センター | 継続 | 継続 | |
| 日本まん真ん中センター | 継続 | 継続 | |
| やまと総合センター | 継続 | 継続 | |

展開スケジュール 10年間（令和元年度から令和10年度）の取組み《主なもの》

- 市民会館の将来的な集約化に向け、ホール機能の整理及び役割分担を行い、一部施設の集約化に着手します。
- 施設の有効活用及び収益性向上に向け、民間活力を活用した管理運営手法について検討するとともに、使用料の見直しを行います。



郡上市総合文化センター



白鳥文化ホール



日本まん真ん中センター

現状と主な課題

- ・ 10 施設のうち、7 施設が建設から 30 年以上経過、2 施設が旧耐震基準の建築。
- ・ 10 施設のうち、7 施設は社会教育法上の公民館を兼ね、公民館専任主事（職員）を配置して、地域や地区の公民館事業の企画運営を実施。
- ・ すべて直営で管理運営。市民会館との重複施設を除く 7 施設の管理運営費の総額は約 72,100 千円、施設使用料等による収入は約 3,610 千円（管理運営費の総額に占める割合は約 5%）。
- ・ 市民の学習活動や趣味・生きがい活動、文化活動などの場としての機能に加え、地域の様々な課題を解決するためのノウハウを学ぶ拠点としての役割が求められている。

基本的な考え方

- 市民の学習や文化活動、趣味や生きがい活動に加え、地域課題の整理・解決のための情報収集・提供とともに、課題解決に向けた実践活動を行う「地域の総合的な活動拠点」として生涯学習センター（図書館機能含む）を位置づけ、各地域（旧町村ごと）に 1 か所設置します。
- 地域課題を解決するためには、地域団体等の主体的な取組みに加え、活動の調整や支援を行う「まちづくりのコーディネーター」としての振興事務所の役割は重要であることから、地域に必要なセンター機能のあり方について、公民館との関係、運営組織と体制、管理運営方法などを含め検討します。
- 施設で実施する事業の受講料等のあり方を含め、受益者負担の適正化について検討します。

| 施設ごとの対応方針 | 機能 | 施設 | 主な施設の具体的な対応方針 |
|----------------------------------|----|----|---|
| 郡上市総合文化センター | 継続 | 継続 | 大和生涯学習センター ○機能は大和保健福祉センターやまつつじを軸に移転を進めます。 |
| 大和生涯学習センター | 移転 | 廃止 | |
| 白鳥ふれあい創造館 | 継続 | 継続 | 美並北部・南部コミュニティセンター ○老朽化が著しく、コミュニティ施設としての活用がほとんどないことから廃止します。 |
| たかす町民センター | 継続 | 継続 | |
| 郡上市図書館たかす分室 | 継続 | 継続 | 明宝コミュニティセンター ○生涯学習の拠点機能は、明宝保健センターを軸に移転を検討します。多目的ホールについては継続し、改修を含め機能強化を検討します。 |
| 日本まん真ん中センター | 継続 | 継続 | |
| 美並北部コミュニティセンター 美並南部コミュニティセンター | 廃止 | 廃止 | 和良町民センター ○生涯学習の拠点機能は、周辺の他の公共施設へ移転し、現施設は廃止します。 |
| 明宝コミュニティセンター | 移転 | 廃止 | |
| 和良町民センター | 移転 | 廃止 | |

展開スケジュール 10 年間（令和元年度から令和 10 年度）の取組み《主なもの》

- 「地域の総合的な活動拠点」として、生涯学習センターのあり方を検討するとともに、公民館との関係を整理し、地域課題の解決に向けた、地域団体と振興事務所との役割分担について検討します。
- 耐震状況や老朽化に課題がある施設の機能移転や集約化を早期に図り、地域における生涯学習の拠点整備を進めます。
- 地域の総合的な活動拠点としての位置づけを踏まえ、管理運営手法について検討するとともに、受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを行います。



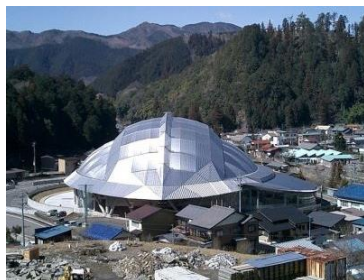
大和生涯学習センター



明宝コミュニティセンター



和良町民センター



郡上市総合スポーツセンター



五町社会体育施設



やまと総合センター



白鳥体育館



郡上市合併記念公園白鳥第2体育館



高鷲上野ふれあい体育館

現状と主な課題

- ・ 24 施設のうち 21 施設は耐震基準を満たしているものの、一部を除き老朽化が進行。
- ・ 指定管理者制度を導入している郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センター以外は直営（一部委託含む）で管理運営。西和良社会体育施設を除く 23 施設の管理運営費の総額は約 92,200 千円、施設使用料は約 980 千円（管理運営費総額に占める割合は約 1.1%。指定管理者の収支は含まず）。
- ・ 社会体育施設、学校開放施設とともに設置条例及び減免規定の運用によって、施設使用料等を無料又は減免。
- ・ 24 施設のうち 19 施設が避難所等に指定。
- ・ 市民の健康づくりや、余暇・レクリエーションの場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力向上の機会を提供するために、スポーツ施設の役割は今後必要。
- ・ 比較的大規模な体育館は利用が多い一方、地域に配置されている小規模な体育館は利用が少ないこと、施設の大小や地域に関わらず平日昼間に利用が少ないこと、施設のほとんどが貸館利用に限られること、管理運営費に占める収入の割合が低いことなどが課題。

基本的な考え方

- 全国・全県レベルや全市的な大会等を開催する体育館を「基幹体育館」として市内に複数箇所配置するほか、基本的に、各地域（旧町村ごと）に 1 か所の市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館を「拠点体育館」として配置します。
- 「基幹体育館」が「拠点体育館」を兼ねている地域は、大会利用等により地域のスポーツ活動に制約が生じる可能性があることから、「サブ拠点体育館」を配置し拠点機能を補います。一方、現在各地域に配置している小規模な体育館等については、学校開放の体育館などの配置状況を踏まえ、大規模改修が必要となった段階で、原則廃止とします。ただし、多くの体育館が災害時の避難所に位置づけられている状況から、体育館を廃止する場合は、避難所のあり方について別途検討します。
- 今後も継続する施設の管理運営方法については、効率的かつ効果的な運営を行うため、施設の管理業務に加えて健康づくりや競技力向上などに寄与する施策を展開し、屋外スポーツ施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討するとともに、既に指定管理者制度を導入している施設は、モニタリング制度を充実させるなど指定管理者制度の適正な運用を図ります。
- 施設を利用する人と利用しない人との公平性に鑑み、受益者負担の適正化について検討します。

| 施設ごとの対応方針 | 機能 | 施設 | 主な施設の具体的な対応方針 |
|---|----|----|--|
| 郡上市総合スポーツセンター | 継続 | 継続 | 西和良社会体育施設 |
| 五町社会体育施設 | 継続 | 継続 | ○大規模改修が必要となった段階で、八幡・和良地域内の <u>他の体育館との機能統合</u> を図ります。 |
| 那比社会体育施設 | 継続 | 検討 | 大和神路体育館・大和上栗巣体育館・大和大間見体育館 |
| 西和良社会体育施設 | 統合 | 廃止 | ○大規模改修が必要となった段階で、大和地域内の <u>他の体育館との機能統合</u> を図ります。 |
| やまと総合センター | 継続 | 継続 | 白鳥体育館・白鳥格技場・郡上市合併記念公園白鳥第2体育館 |
| 大和東弥体育館 | 継続 | 検討 | ○耐震性がなく老朽化も進んでいることから 施設は廃止 します。 |
| 大和神路体育館 大和上栗巣体育館 大和大間見体育館 | 統合 | 廃止 | ○ <u>白鳥地域内の拠点体育館</u> としての機能は、 <u>施設配置のあり方を含めて検討</u> します。 |
| 白鳥体育館 | 継続 | 検討 | 為真農村トレーニングセンター・牛道地区第2体育館・牛道地区第1体育館・北濃地区第2体育館 |
| 白鳥格技場 | 継続 | 検討 | ○大規模改修が必要となった段階で、地域内の <u>他の体育館との機能統合</u> を図ります。 |
| 郡上市合併記念公園白鳥第2体育館 | 継続 | 検討 | 高鷲上野ふれあい体育館・高鷲西洞体育館 |
| 為真農村トレーニングセンター 牛道地区第2体育館 牛道地区第1体育館 北濃地区第2体育館 | 統合 | 廃止 | ○地域の拠点として、 <u>どちらか一方を継続</u> します。 |
| 高鷲上野ふれあい体育館 高鷲西洞体育館 | 検討 | 検討 | 美並健康増進センター・美並南部体育館 |
| 美並総合体育館 | 継続 | 継続 | ○大規模改修が必要となった段階で、地域内の <u>他の体育館との機能統合</u> を図ります。 |
| 美並健康増進センター | 統合 | 検討 | 明宝スポーツセンター |
| 美並南部体育館 | 統合 | 検討 | ○大規模改修が必要となった段階で、地域の <u>拠点体育館と機能統合</u> を進めます。 |
| 明宝スポーツセンター | 統合 | 検討 | 和良町民センター |
| 明宝土間付体育館 | 継続 | 継続 | ○スポーツの拠点機能は、 <u>郡上東中学校体育館へ移転し、現施設は廃止</u> します。 |
| 和良町民センター | 移転 | 廃止 | |

展開スケジュール 10年間（令和元年度から令和10年度）の取組み《主なもの》

- 体育館等の将来的な集約化に向け、地域（旧町村）ごとに拠点体育館を中心とした再編について検討を行い、施設の集約化に着手します。
- 将来的に維持する施設について、保全計画を策定し計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 施設の有効活用を図るため、民間活力の活用も含めて、管理運営手法について検討するとともに、受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを行います。



高鷲西洞体育館



美並総合体育館



明宝スポーツセンター

7 施設分類ごとの適正配置方針に基づく更新費用等と削減目標の試算

計画の対象とした全ての施設を対応方針別にまとめ、施設を現状のまま維持した場合と、適正配置や再編を計画どおりに実施した場合とを比較すると、更新費用等の試算は下記とおりとなります。

| 方針 | 施設数 | 延床面積 (㎡) | 構成比 (%) | 更新費用【10年間】 | | 維持管理経費 【年間】 (千円) |
|-----------|-----------|---------------|-------------|-------------|------------|------------------------|
| | | | | 現状維持 | 計画実施 | |
| 継続 | 205 | 203,960 | 48.27 | 238億円 | 238億円 | 5,842,000 |
| 建替 | 1 | 4,689 | 1.11 | 9億円 | 17億円 | 433,000 |
| 転用 | 3 | 4,713 | 1.12 | 0億円 | 0億円 | 9,000 |
| 譲渡 | 87 | 35,394 | 8.38 | 24億円 | 0億円 | 37,000 |
| 廃止 | 51 | 31,319 | 7.41 | 48億円 | 0億円 | 66,500 |
| 検討 | 92 | 142,455 | 33.71 | 160億円 | - | 1,731,800 |

※更新費用の試算については、(一財)地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト」を用い、「建築から30年後に大規模改修、60年後に更新」するサイクルにより算出しています。

※更新費用には、施設の転用や廃止などにより他の施設へ機能移転する場合に生じる増改築費用や、廃止施設を取り壊すための除却費用は含まれていません。

※維持管理経費については、管理のための人件費や光熱水費など各施設の維持管理に要した費用を、平成28年度の実績をもとに試算しています。ただし、保育園やクリーンセンターなど一部施設については、事業運営のための人件費も含んでいます。

試算の結果、現時点における効果額としては、「譲渡」及び「廃止」により更新の必要がなくなる見込みの72億円(譲渡及び廃止施設の合計額)となります。なお、「検討」としている施設は、方向性が決定するまで更新等の必要性を示すことができないため、計画実施した場合の更新費用を「-」としています。

本計画では、施設の「譲渡」と「廃止」(延床面積ベースで16%)を着実に実行することとしますが、一方で、計画的な改修による長寿命化や、施設を削減しても市民サービスが低下しないよう一定の増改築を行う必要があること、本計画が総合管理計画の30年間のうち、前期10年の計画として実施するものであることを踏まえ、削減目標を延床面積の10%と算定しました。

8 計画推進のための取組み

本計画は、郡上市公共施設等総合管理計画に掲げた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に従い対策を進めます。特に、次の7項目を計画全体の推進に関わる事項として、全庁的、計画的に取り組みます。

- (1) 公共施設マネジメントを推進する体制の整備
- (2) 長寿命化のための保全計画の策定
- (3) 地域経営を推進するための仕組みの整備
- (4) 受益者負担の適正化に向けての方針の整備
- (5) 市民協働を推進するための協議
- (6) 拠点となる公共施設・まちづくりと一体的な地域公共交通の見直し
- (7) 公共施設の再編と連動した地域防災計画の見直し